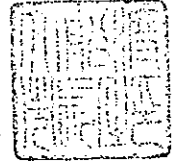


平成 24 年 3 月 23 日

特定非営利活動法人 分水嶺 代表理事 様

大船渡市長 戸田 公明



市民への説明要請について

貴法人に関して、特定非営利活動促進法第 29 条第 1 項の規定による書類が未提出であることから、平成 23 年 12 月 22 日付け企第 254 号及び平成 24 年 1 月 23 日付け企第 299 号により督促を行いました。未だ提出されていません。

つきましては、別添の「岩手県における特定非営利活動促進法の運用方針」に基づき、下記により市民への説明を実施するとともに、実施状況及び説明内容等について記載した書面を提出するよう要請します。

市民への説明は、特定非営利活動促進法（平成 10 年法律第 7 号）の趣旨に鑑み、特定非営利活動法人が自らに関する情報を公開するものです。

このため、この要請文書及び提出された文書は、広く市民間で情報が共有されるよう、また所轄庁における手続の透明性を確保する観点から、市ホームページに掲載して公表します。

なお、期限が過ぎても書面が提出されなかった場合にもその旨を掲載して公表します。

記

1 市民への説明

(1) 説明していただきたい内容

事業報告書等の提出がなされていない理由及び今後の提出の予定

(2) 説明の実施方法

市民への説明は自主的に実施されるものであり、実施方法については、貴法人の判断に委ねられるものです。

参考例としては、次に掲げるようなもののほか、説明内容を記載した文書を本市に提出し、市ホームページに掲載されることによって代替することも可能です。

- ・ 貴法人の事務所において、誰でも閲覧可能な状態で説明文書を備えおくこと。
- ・ 貴法人が運営するウェブサイト（ホームページ）上に説明文書を掲載すること。
- ・ 適切な人数を収容できる会場において説明会を開催すること。（その際、説明会開催の案内を予め周知しておくことが望ましいと考えます。）

(3) 説明の期限

平成 24 年 4 月 6 日（金） ※文書施行日の 14 日後